

主 文

原判決中被告人 a 及び b に関する部分を破棄する。
被告人 a を懲役拾月に処する。
被告人 b を罰金参千円に処する。
但し被告人 a の右懲役刑の執行を二年間猶予する。
b において右罰金不完納のときは金貳百円を壹日に換算した期間同人を
労役場に留置する。
被告人 c の控訴並に検察官の同人に対する控訴はそれぞれ之を棄却す
る。

弁護士荒谷昇に支給した訴訟費用は被告人 a 同 b の平等負担とする。

理 由

被告人等三名に対する検察官の控訴論旨は福井地方検察庁武生支部検察官検事神
野栄一提出の昭和二十七年三月六日付控訴趣意書被告人 c の辩护人高田利広外二名
の控訴論旨は同辩护人ら連名の昭和二十七年三月十日付控訴趣意書並に神保泰一弁
護人の右同日付第二控訴趣意書、被告人 a 及び b の辩护人米沢庄次郎の答弁要旨は
同被告人等国選辩护人荒谷昇の昭和二十七年三月十三日付答弁書にそれぞれ記載
する通りであるからこれを引用する。

検察官の控訴論旨

第一点について、

原判決は本件公訴事実中被告人 a に対する薬事法第三十五条違反の訴因に対し
「国立 d 病院での製剤又は調剤は薬剤科長である厚生技官薬剤師 e の指揮監督の下
に行われるもので、それに対する一切の責任は同人にあつて被告人 a はその部下の
一職員としてその指揮命令を受けて忠実に職務上に関し意見を具申するが、同病
職責があるもので勿論部下として上級者に対する責務があるものと云うべきであ
誠実な国家公務員として当然尽すべき責務がたゞその格納場所を普通薬等と区
薬剤科では従来から劇薬の取扱についてはその格納場所を普通薬等と区
だけでその容器に貼布する標示紙については薬事法に定める區別をせず、それ
然慣行していたものである。よつて劇薬に薬事法に定める標示紙を貼布しなかつ
と即ち被告人 a が昭和二十六年八月一日製剤した劇薬又ペルカイン溶液の容器
ベンに赤枠赤字で品名と「劇」の字を記載しなかつたことは同病院薬剤科長 e
揮監督の下に従来からの慣行によつたまでのことである。その責任は部下職員
人 a が負うべきものといえず同被告人の過失として責むべきものでない。しか
告人 a としては薬剤科勤務の一薬剤師たる技官として右悪慣行を改善するた
意見を上申しその実現されるよう努力するの誠実さに欠けていた遺憾の点
それはまた別の問題である」旨論じ右〈要旨第一〉の訴因につき被告人 a の無
定したものである。しかし被告人が国立 d 病院薬剤科勤務の厚生技官と
して科長 e の職制上の指揮監督を受けることと、其の薬剤師としての職務執
り薬事法の規定を遵守すべき義務を有することとの間に明確な區別が存する
り上命下従は法の認める範囲内においてのみ許され、法上の義務ないし刑罰法
反してまで認めらるべきでないことは勿論である。故に右病院薬剤科におい
判示のような薬事法違反の慣行があり、同慣行は薬剤科長 e の指揮監督に出
としても被告人は斯る慣行に随従する義務なく却つて薬剤師として薬事法
務を遵守する独自の責務を負担することは極めて明白である。まして原判決
判断の資料に供している挙示の証拠によるも薬剤科長 e が積極的行為をもつ
事法違反の所為を指揮した証拠はなく単に同人には同違反の慣行を消極的に
た職務懈怠の責任を認めうるに過ぎないのであるから同人の同職務懈怠行
被告人の薬事法違反の具体的行為との間に犯意共通の共犯關係を生ぜしめ
かの問題を提出するに止まり、被告人について成立する刑事責任自体には何
長を来すものでないことはいよいよ明白であるといわなければならない。も
検察官は証人 f の原審公廷における供述の一齣を援用して同病院に赤枠赤字
用標示紙の用意があつたことを主張し被告人のこれが不使用を難詰するけれ
右 f 証人の証言は必ずしも明確断定的な表現を取るものでないのみならず記
われている被告人の供述は凡てこれを否定し他にこれを肯定する資料がない
被告人らの職務上の不法慣行と照らし合せ考えれば所論のような標示紙の準
かつたものと見る外はないのであるが、さればといつて薬事法第三十五条第
「劇薬の標示には白地に赤枠、赤字をもつてその品名及「劇」の字を記載し
ばならない。」と規定するのみで印刷その他特定型式の用紙を用うるこ
るものではないから被告人において劇薬の標示を為すに当り右規定の趣旨を

論旨第四点について、
しかし本件諸般の情状に徴して考察すれば被告人cに対し原判決が禁錮十月を量定し刑の執行を猶予したことをもつて所論のように量刑寛大に失するものとは云うことが出来ない。論旨は採用出来ない。

被告人cの弁護人高田利広外二名の控訴趣意書記載論旨

第一点及び第二点について、

所論証人の供述並に厚生省医務局長作成の調査報告書及びその附属の看護婦実習教本抜萃によれば看護婦学校における教育の教程には静脈注射は医師自ら行うべきもので看護婦はこれを補助するに止まるべきものとの考の下に其の技術上の実習指導を行っていないことが認められるから右教育の方針は静脈注射をもつて医師の具える医学的知識と技術によるのでなければ患者の身体に危害を及ぼす虞れのある行為と認める観念に立脚し〈要旨第四〉ていることは明かである。しかし看護婦は保健婦助産婦看護婦法第五条第六条第三十七条の各規定に徴すれば〈要旨第四〉主治の医師の指示する範囲において其の診療の補助者として、傷病者に対し診療機械を使用し、医薬品を授与し、又は医薬品について指示し及びその他の医師の行うことの出来る行為をすることが許されているものと解すべきであるから、看護婦が医師の指示により静脈注射を為すことは当然その業務上の行為であると云わなければならぬ。故に原判決が被告人c看護婦が患者h外一名の主治医kの処方箋による指示により右患者等に葡萄糖液の静脈注射を行うため注射器に注射液を充填した上看護婦と共に各自右患者等の静脈血管に注射器内の液体を注入したことをもつて一連の業務行為と認める趣旨を判示したことは正当であり原判決には所論のような虚無証拠による事実の認認や事実の誤認、理由不備又は理由齟齬などの違法は無い。論旨は理由がない。

第三点について、

原判決を精読すれば所論cの行為の日時及び場所は十分に諒知し得られる。所論は理由がない。

第四点について、

原判決拳示の証拠を検討すれば被告人cの原判示過失行為は十分に之を認定し得るから所論は採るに足りない。

第五点について、

被告人cは入院患者のh外一名の主治医kの指示により其の処方箋に基く葡萄糖注射を為すに当り過つて注射器に3%又ペルカイン液を詰め看護婦と共に右患者等に注射して同人らを死に致した事実が同被告人について業務上の過失致死罪を構成することは前記各論旨に対し解説した通りである。所論は医師kが自ら為すべき注射を看護婦に命じてその為すままに放任したことの責任を追求することにのみ急であつて、容器の品名を一見するのみで薬液の誤認を避け得た被告人cの注意義務違反の責任については甚だ寛大に失するうらみがある。殊に右患者の死亡は病院において調剤、診療補助の業務に従事し薬品を取扱う者の普通に遵守すべき注意義務に違反した薬品取扱上の過失責任の複合に基因したもので医師の処方箋上の過失や注射施行者の技術上の過失に因るものでないものであるから、本件に関する限り医師kの責任を負う余地は殆んどないものと云わなければならない。所論は採用することができない。

第六点について、

原判決が、被告人a、同bの責任を否定したことが誤りであることは検察官の控訴論旨について述べた通りであるが、さればといつて、右両被告人の過失責任を援用して被告人cの過失を否定する所論の当らないことは既に説述したところにより明白である。所論は採るに値しない。

第七点について、

〈要旨第五〉所論の点について被告人cとその余の被告人兩名との間に利害相反の関係が認められるにしても原審におく〈要旨第五〉いて各被告人は弁護士米沢庄次郎を共同の弁護人に選任し各自の訴訟行為を同弁護人に委任しているのであるから、同弁護人は各被告人を代理して適法に訴訟活動を行うことを得るのは当然である。偶々同弁護人の主張や立証が、被告人cに不利益で他の被告人に有利に傾くことがあつたとしても、これが為め被告人cに弁護人を附さないで公判手続を続行したことになるものではない。所論は理由がない。

第八点について、

記録を精査し諸般の情状に照らして考察すれば被告人cに対し原審が禁錮十月を量定したとは決して過重ではない。殊に原審は右刑に期間二年の執行猶予を与え

ているのであるから十分にその情状を酌量しているのにおる。論旨は理由がない。

被告人cの弁護人神保泰一の控訴趣意書記載論旨について、
所論の諸点はよく記録に現われているところであるが、多く情状に亘る事柄であ
つて、それら事実の凡てをもつても尚おc被告人が注射器に充薬するに際し取るべ
き薬液確認の義務違反を如何とも為し難いのであり、所論は採用することが出来
ない。

以上の次第であるから検察官の被告人cに対する控訴並に同被告人の控訴はいず
れも理由がないものとして刑事訴訟法第三百九十六条によりそれぞれこれを棄却し
検察官の被告人a及び同bに対する控訴は理由があるので刑事訴訟法第三百九十七
条第四百条但書により原判決中同被告人らに関する部分を破棄し更に当裁判所にお
いて次の通り被告事件について審理判決する。

(罪となる事実)

第一、被告人aは国立d病院薬剤科に勤務し薬剤師として院内における医薬品
の調製保管調剤及び交付の業務を担当していたものとあるが昭和二十六年八月一
日右病院製剤室において葡萄糖注射液六、五〇〇C. C. 外数種の薬剤と共に同病
院耳鼻科に使用する三%又ペルカイン溶液一〇〇C. C. を調製したところ、右又
ペルカインは薬事法上の名称をブチルオキシシンコニ酸チエチルエチレンチアミ
ドと称する劇薬であるから外見上一見してそれと認識し得るよう他薬と紛れ易い容
器を避け又容器には薬事法の要求に従い赤枠赤字をもつて品名及び「劇」の字を記
載した標示紙を貼付し且つ他の物と区別して貯蔵又は陳列して他薬との混同誤認を
生じないように措置すべき義務上の注意義務があり特に多人数が職務を分担勤務す
る病院の薬局においては右の義務は一段厳格な規律を要請されることであるのに
被告人はこれを怠り其の製剤した前記三%又ペルカインを同時製剤の葡萄糖注射
(両者は共に無色透明で外観上これを識別出来ない)と共に同型同大の一〇〇C.
C. 入コルベン容器に詰めて同様の封緘を為し且つ薬事法第三十五条の要求に違反
して葡萄糖注射液に施したと同様の青枠白地の用紙に青インクをもつて「三%又ペ
ルカイン」と記入したのみの標示紙を容器の右同様部位に貼付した上滅菌の為め右
葡萄糖注射液一〇〇C. C. 入コルベン容器もろとも同日午後八時過頃から翌二日
朝まで同一の滅菌器に混入存置した為め同朝九時三十分頃薬剤科勤務の事務局上
である被告人等薬剤師の業務を補助し各科看護婦に対する葡萄糖などの注射液引
渡の事務を担当していたb被告が其の事務遂行に必要な葡萄糖注射液の容器を求
め右滅菌器の中を窺い在中の一〇〇C. C. 入コルベン容器を全部葡萄糖注射
信じたため一括これを取り出して普通薬を貯蔵する製剤室薬品棚に納めもつて右
ペルカイン入容器を他薬の葡萄糖注射液の容器などと共に混蔵せしめるに至つた
のであるが、被告人は右滅菌器に他薬と混入して又ペルカインの三%溶液を滅
菌して置いたことを不注意にも忘却しており右bの行為を現認しながら同人に
対しその労を謝するのみで何ら右劇薬が他薬と混在して陳列せらるること特に
容器、標紙、封緘、及び内容液の外観が全く同一である葡萄糖液と混在するこ
との危険に想到することなく漫然b被告の右過失行為を看却すると共に右又ペ
ルカイン容器を所定の劇薬格納場所に蔵置する措置を忘失し、因つてb被告にお
いて右又ペルカイン容器を右滅菌器の中に入れておいたこと、同日午前病棟看護
婦gに対しこれを葡萄糖注射薬として交付した為めgもこれを葡萄糖注射液と誤
信して何ら劇薬又ペルカインを必要とせず又その取扱の例のない内科病棟処
置室に持ち運び看護婦等により注射液の充薬などに共用せられる同室処置台
の上に置いたので、更にその外観により同様これを葡萄糖注射液と誤認したc
被告は二〇C. C. 注射器三本に詰めてその内の二本を看護婦iと共に一本宛携
行して病棟内受持病室に到り各自入院患者hとiに対しその静脈血管内に注射
しこれが為め右兩名を同日午後一時十五分頃又ペルカイン中毒により死に致
したのであり、該中毒死は被告人の前記諸般の業務上の注意義務違反の過失
行為がその後者等の過失と連結して惹起したものである。

第二、被告人bは右国立d病院薬剤科に事務員として勤務し、科長eの指揮監
管の下に薬剤科所管業務の内薬剤に関する文書整理並びに主治医師の処方箋によ
り各科看護婦から要求せられる薬品交付などの事務を担当していたものであるが
前記日時薬剤科事務室において内科病棟看護婦gより葡萄糖注射液の交付を求
められた際薬品を取扱う事務に従事する者としてその引渡す薬品が、要求を受
けた薬品に相違ないかどうかを標示紙に記入せられた薬品名などにより確認し
危害を未然に防止すべき義務があるに拘らず之を怠り容器、封緘、標止紙、内
容液などの外観が同一であることから漫然三%又ペルカイン液一〇〇C. C. 在
中の容器コルベインを葡萄糖注射液在中のコルベインなるが如く軽信して右gに
交付した結果前記経緯によ

り看護婦 c 被告においてもこれを葡萄糖注射液でおるものと速断して注射器に詰め看護婦 l と共に前記二名の患者の静脈血管内に注射し因つて同人等を又ペルカイン中毒により死に致したのであり、同中毒死は被告人の右業務上の注意義務違反の過失行為がその前者並に後者の前記過失と連結して惹起したものである。

(証拠)

以上の事實は検察官の各論旨に対する説示に挙示せられた証拠並に鑑定人 m の死体解剖鑑定書を総合してこれを認むるに十分である。

(法律の適用)

被告人 a の判示所為中三%又ペルカイン容器の標示用紙の白地に赤枠、赤字をもつてその品名及「劇」の字を記載しなかつた点は薬事法第二条十二項、第三十五条第二項、第五十六条、薬事法施行規則第二十七条及其別表第一号罰金等臨時措置法第二条第一項に、業務上過失致死の点は刑法第二百十一条前段罰金等臨時措置法第二条第一項にそれぞれ該当するところ右は一個の行為で数個の罪名に触れる場合であるから刑法第五十四条第一項前段第十条により其中重い薬事法第三十五条違反罪の刑に従い所定刑中懲役刑を選択し所定刑期範囲内で同被告人を懲役十月に処し諸般の犯情を憫諒し刑法第二十五条に因り右刑の執行を二年間猶予することにする。

次に被告人 b の判示所為は刑法第二百十一条前段、罰金等臨時措置法第二条第一項に該当するところ所定刑中罰金刑を選択し所定罰金額の範囲内で同被告人を罰金三千元に処し同罰金不完納の場合の労役場留置期間を刑法第十八条に従い主文の通り定める。

尚お国選弁護人荒谷昇に支給した訴訟費用は刑事訴訟法第八十一条第一項により被告人兩名の平等負担とする。

尚お被告人 a に対する本件公訴事實中薬事法第三十九条違反の点はその犯罪の証明がないこと前記検察官論旨第二点に対する判断において示した通りであるから同事實については同被告人は無罪であるが、右訴因は同被告人に対するその余の事實と一所為数法の関係で起訴せられたものであるから主文において特に無罪の言渡をしない。

そこで主文の通り判決する。

(裁判長判事 吉村国作 判事 小山市次 判事 沢田哲夫)